

2020年11月30日

各位



じゅうろく 遺言代用信託 **想族 あんしんたく**

中部盲導犬協会を「遺贈寄付」提携先法人に追加することについて

～ 愛知県内の団体初の「遺贈寄付」提携契約を締結 ～



株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、じゅうろく遺言代用信託＜**想族あんしんたく**＞の「遺贈寄付」提携先法人に、社会福祉法人中部盲導犬協会（理事長 伊藤 賛治、以下「中部盲導犬協会」といいます。）を追加しましたので、お知らせいたします。

じゅうろく遺言代用信託＜**想族あんしんたく**＞は、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」といいます。）と当行との間で実施している、相続・資産承継分野における協働取組商品です。

中部盲導犬協会を、じゅうろく遺言代用信託＜**想族あんしんたく**＞の遺贈寄付提携先に追加したことにより、一般的に「遺贈寄付」をするために必要な遺言書を作成することなく^{※1}、一定の金額の範囲内^{※2}の同協会への「遺贈寄付」が、簡便なお手続きで可能となりました。

※1 遺言書の作成・執行等を信託銀行等の専門家に依頼すると、一般に100万円以上の報酬と公証役場等での公正証書遺言作成の手続きが必要となります。本商品の設定時報酬は、「遺贈寄付」を希望される信託元本の1.65%（税込）です。

※2 本商品で提携先法人への「遺贈寄付」のお申込みをいただける金額は100万円以上200万円以内です。

これまで当行は、岐阜県内の市町村を中心に45団体と「遺贈寄付」提携契約を締結してきましたが、46団体目となる中部盲導犬協会は、愛知県内に拠点を団体として初の提携となります。また、全国盲導犬施設連合会に加盟する8つの盲導犬協会と、遺言代用信託を活用した本遺贈寄付スキームを採用いただいたのは、中部盲導犬協会が全国初です。

本件により、愛知県のお客さまや、盲導犬の育成・支援への想いがあらわれるお客さまなどこれまで以上に地域のお客さまの幅広い「遺贈寄付」ニーズに対応できるようになりました。

今後とも当行は、地元団体への「遺贈寄付」という地域のお客さまの尊いお志や想いの実現のお手伝いにより、持続的に発展・成長がとげられる地域社会の実現をめざしてまいります。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

個人営業部（本件担当） 宮崎 TEL：058-266-2525
経営企画部 ブランド戦略室（広報担当） TEL：058-266-2512